

介護保険制度のお知らせ

介護保険は、高齢者自身や家族が抱える介護の不安・負担を社会全体で支え合う社会保険制度です。

☎ 443 関長寿介護課

介護サービスを利用するには

介護サービスの利用を希望する方は、長寿介護課へ申請してください。

申請後、認定調査を実施し、市から主治医に意見書の作成を依頼します。

その結果をもとに、介護が必要な状態であるかどうか、また、介護が必要である場合、どの程度の介護が必要である

かが認定審査会で決定されます。

介護保険料の決め方

介護保険サービスには、住宅サービスや施設サービスなどがあり、利用者の希望に合うものを組み合わせる利用することができます。

※40歳から64歳までの方は、「特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態」である方が申請できます。

主治医に確認してください。

保険料を納めなごころ

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービスを利用する場合に、次のような給付の制限があります。

この基準額をもとに、本人と世帯員の住民税の課税状況や所得により、負担能力に応じて8段階10区分に定められています。

保険料一覧表

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	27,100円 (基準額×0.5)
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	27,100円 (基準額×0.5)
特例第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下で第2段階以外の方	35,200円 (基準額×0.65)
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	40,600円 (基準額×0.75)
特例第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	49,300円 (基準額×0.91)
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方(特例第4段階以外の方)	54,200円 (基準額)
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	62,800円 (基準額×1.16)
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	67,700円 (基準額×1.25)
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	81,300円 (基準額×1.5)
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	94,800円 (基準額×1.75)

基準額 **54,200円** = $\frac{\text{八潮市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分}}{\text{八潮市の65歳以上の人数}}$

八潮市地域防災計画を改訂③

広報やしお5月号に引き続き計画の概要をお知らせします。今回は、計画の主な改訂内容です。

☎ 305 関交通防災課

帰宅困難者対策

鉄道や公共交通の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生することを想定し、帰宅困難者対策を推進します。

企業による一斉帰宅の抑制
八潮駅周辺の帰宅困難者による混乱を防止するため、八潮メセナ・アネックスを一時滞在施設に指定

避難所設置・運営に関する見直し

避難所生活の不自由さを少しでも緩和するため、避難所に関する内容を規定します。

災害時要援護者、女性、子どもなどに配慮した避難所の運営
避難所の良好な生活の確保
およびプライバシーの保護への配慮
ペットの取り扱いを規定

備蓄物資の見直し

被災者の生命と生活を守るために、必要な物資などの備蓄を行います。

災害時要援護者や女性などに配慮した備蓄
応急対策に必要な石油類燃料の調達・確保

災害対策本部体制の見直し

つ円滑に実施するため、現在の職員組織体制に対応した防災体制を構築します。

災害対策本部の設置基準を明確化
業務継続計画(地震編)の策定
災害対策本部の組織を見直し、防災力を強化

ボランティアの受け入れ体制の確立

災害発生後の混乱時でもボランティアを円滑に受け入れられるようボランティアなどの応援の受入体制を確立します。

情報伝達手段の充実

災害時の情報発信や広報活動を充実・強化するために、さまざまな情報の伝達手段を取り入れます。

防災行政無線のデジタル化
市配信メールや緊急速報メールによる情報発信
ソーシャルネットワークサービスなどのシステムの整備

職員・住民の防災訓練の充実

職員・住民の災害時における対応能力の向上のため、各種訓練などの継続的な実施と

異常気象への対応

近年、相次ぐ異常気象に対応するための対策を規定します。

局所的な集中豪雨(ゲリラ豪雨)対策
風害(竜巻など)予防対策

放射能汚染対策

放射能汚染から市民の安全・安心な生活を確保するため、放射能汚染対策を確立します。

放射線量を測定する体制の整備
放射線被ばくから市民を守るため、屋内退避、避難勧告・指示の発令

警戒区域を設定した場合は、飲料水・食糧の摂取制限の実施
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

